



各位

平成18年7月21日

会社名 株式会社 伊勢丹
代表者名 代表取締役社長執行役員
武藤 信一
(コード番号8238 東証第一部)
問合せ先 総務部広報・IR担当長
山崎 茂樹
TEL03-3352-1111 (大代表)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行内容等に関するお知らせ

当社は、会社法第238条及び第239条の規定並びに平成18年6月29日開催の当社定時株主総会決議及び平成18年7月21日開催の会社法第370条による取締役会決議に基づき、当社従業員に対して発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 有価証券の銘柄 | 株式会社伊勢丹平成18年新株予約権（従業員） |
| 2. 新株予約権の発行数 | 2, 160個 |
| 3. 新株予約権の発行価格 | 無償とする。 |
| 4. 新株予約権の発行価額の総額 | 未定 |
| 5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | |

各新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

新株予約権の目的である株式総数は、上記2. 発行数に100を乗じた数とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

●調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値のいずれか高い金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行なう場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\bullet \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合（商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\bullet \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権の行使期間

平成20年8月9日から平成25年8月8日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の発行を受けた者（以下「新株予約権者」とする。）は、従業員の地位を平成19年3月31日までに自己の都合により喪失した場合には、その時点以降新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が平成19年3月31日までに死亡した場合は、新株予約権は相続されず、相続人は行使することができない。

- ③ その他の条件は、当社と各従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
10. 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
11. 新株予約権の割当てを受ける者
当社従業員54名。
12. その他の取決め内容
- ① 新株予約権の割当日
平成18年8月8日
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができない。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年5月 8日
(2) 定時株主総会の決議日 平成18年6月29日

以上